

## **津和野町移住定住促進業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領**

### **1 目的**

本業務は、移住を検討する者に対する相談対応等の窓口業務の実施に加え、本町の魅力や移住を検討するうえで必要となる情報を効果的に発信する広報活動、および本町への移住を促進するためのイベント等プロモーション活動を企画・実施する。併せて、移住希望者が移住検討段階から移住後の定住に至るまで、一連のプロセスを切れ目なく支援する体制を構築し、相談支援や情報提供を継続的に行うことにより、移住者が不安を感じることなく地域に定着して住み続けられる環境の整備を図る。

上記の業務目的を達成するため、専門的な知見や首都圏等における人的ネットワーク等を有する民間事業者の提案を重視して総合的に事業者を選定する必要があることから、プロポーザル方式により事業者を選定を行う。

### **2 業務概要**

#### **(1) 業務名**

津和野町移住定住促進業務

#### **(2) 業務内容**

別紙「津和野町移住定住促進業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

#### **(3) 業務期間**

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

#### **(4) 提案限度額**

3,513,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

#### **(5) 留意事項**

津和野町移住定住促進業務は、令和8年度当初予算の議決を受けて令和8年度より実施するものであり、議決を得られなかった場合は提案を募集したことに留まり、事業化しないものとする。

### **3 契約候補者の選定方法**

本業務については、価格のみによる競争では目的を達成できない事業者が選定される懼れがあり、業務遂行にあたり専門的な知識と経験および首都圏等における人的ネットワークが必要とされることから、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により契約候補者を選定する。

### **4 参加資格要件**

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 津和野町競争入札参加資格者名簿において、その他の項目（「移住」「定住」「その他企画」に関連する業務）について登録されている者であること。同資格者名簿に登録されていない場合は、速やかに登録の手続きを行うものとする。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 公募の日から契約締結日までのいずれの日においても、津和野町及び島根県から指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154条）の規定による更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 津和野町暴力団排除条例（平成24年3月15日津和野町条例第3号）及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に該当しないものであること。
- (6) 国税及び地方税等の滞納がないこと。

## 5 失格要件

参加表明書を提出した者が次のいずれかに該当したときは、失格とする。

- (1) 審査委員会の委員、又は事務局関係者に、不正な接触、又は要求をした場合。
- (2) 審査の公平性に影響を与える行為があったと審査委員会が認めた場合。
- (3) 募集要領の規定に違反すると審査委員会が認めた場合。
- (4) 指定する様式によらないほか、提出書類に関して次のいずれかに該当する場合。
  - ア. 提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合。
  - イ. 様式及び記載上の留意事項に示す条件に適合しない場合。
  - ウ. 記載すべき事項の全部、又は一部が記載されていない場合。
  - エ. 虚偽の記載がある場合（契約締結後に事実関係が判明した場合も同様とする）。
- (5) その他町の指示に違反した場合。

## 6 実施スケジュール

(1) 入札公告	令和8年2月13日（金）
(2) 実施要領等の配布	令和8年2月13日（金）から3月2日（月）まで
(3) 質問書の受付	令和8年2月20日（金）午後5時必着
(4) 質問回答の公表	令和8年2月25日（水）
(5) 参加申込書提出期限	令和8年3月2日（月）午後5時必着
(6) 参加資格審査結果通知	令和8年3月6日（金）
(7) 企画提案書等提出期限	令和8年3月13日（金）午後5時必着
(8) プrezentation審査	令和8年3月中旬（予定）

(9) 結果通知・契約締結

令和8年3月下旬（予定）

## 7 実施要領等の配布

- (1) 配布期間 令和8年2月13日（金）から3月2日（月）まで  
(2) 配布場所 津和野町ホームページ <https://www.town.tsuwano.lg.jp>

## 8 質問及び回答

プロポーザルに関する質問は、次の方法で提出すること。ただし、評価基準、審査の詳細に関する質問は受け付けない。

- (1) 受付期間 令和8年2月20日（金）午後5時必着  
(2) 提出方法 質問書（様式2）を事務局のメールアドレスまで送付すること。送信後に電話で受信確認を行うこと。  
(3) 回答方法 令和8年2月25日（水）までに本町ホームページにおいて回答する。

## 9 参加申込書等の提出

参加を希望する者は、以下により書類を提出すること。

- (1) 提出書類  
ア. 参加表明書（様式3）  
イ. 事業者概要調書（様式4）  
ウ. 業務等実績調書（様式5）  
エ. 履歴事項全部証明書 ※写しでも可。3か月以内に発行されたもの。  
(2) 提出部数 正本1部 副本1部  
(3) 提出期限 令和8年3月2日（月）午後5時必着  
(4) 提出方法 事務局まで持参又は郵送（書留又は簡易書留）すること。なお、期限を過ぎて到着、持参したものについては受け付けない。

## 11 参加資格の確認及び結果の通知

参加資格について、提出書類に基づき審査する。審査結果は、令和8年3月6日（金）午後5時までに電子メールで通知する。なお、応募者が多数あり、受託者の特定に著しい支障が生じると認められる場合は、審査委員会等において事前審査を行い、事業者を選定する場合がある。

## 12 企画提案書等の提出

参加資格の審査結果によって企画提案書等の提出を求める旨の通知を受けた者は、次のとおり書類を提出すること。

- (1) 提出書類

ア. 企画提案書提出届（様式8）

イ. 企画提案書（任意様式）

（ア）仕様書の内容に掲げる各事項及について、具体的な提案をするとともに、実施

方法及び実施体制、業務スケジュールを記載すること。

（イ）企画提案書の提出は1社1案とすること。

（ウ）仕様書等で指定する内容の他に、業務目的の達成にあたり有益となる内容があれば合わせて提案すること。ただしその提案の実施に必要な費用は見積金額に含めて計上することとし、効果等の算出根拠を明確に示すこと。

エ. 実施体制調書（任意様式）

本業務の責任者及び各業務の連携窓口について明確に記載すること。また、予定する体制、人員、役割分担及び各分担間の連携について具体的に記載すること。

オ. 見積書及び見積内訳書（提案総括表添付様式2）

（ア）見積書は区分ごとに数量、単位、単価を明示し、費用の内訳及び積算根拠が分かるように記載すること。

（イ）見積書の総事業費は、消費税及び地方消費税額を含む額で記載すること。

カ. 国税及び地方税等の滞納がないことの証明（原本）

（2）提出部数 正本1部 副本8部 ※副本は匿名処理すること。

（3）提出期限 令和8年3月13日（金）午後5時まで

（4）提出方法 事務局まで、持参又は郵送（書留又は簡易書留）すること。なお、期限を過ぎて到着、持参したものについては受け付けない。

（5）留意事項

ア. 用紙は原則A4版左綴じとするが、A3版も可とする。ただし、その場合は中折りすること。なお、提出後の書類の変更、差し替え、再提出もしくは撤回は認めない。

イ. 提案内容は文章で簡潔に記載すること。なお、文章を補完するために図画等を使用することを認める。

ウ. 文章部分は、原則として10.5ポイント以上の文字で記載すること（図画等は除く）とし、読みやすさに配慮すること。

エ. 任意の様式による目次を添付すること。

### 13 プレゼンテーションの実施

（1）実施日 令和8年3月中旬（予定）※詳細は提案者に別途通知する。

（2）実施場所 津和野町役場 本庁舎

（3）出席者 1事業者3名まで

（4）実施内容 1事業者40分程度を予定

（企画提案書の説明：30分程度、質疑応答：10分程度を予定）

（5）留意事項

- ア. プрезентーションの順番は、参加申込書提出順とする。
- イ. 企画提案書等の説明に、プロジェクト等による映像を用いることを認める。この場合、次の事項を順守すること。
  - (ア) 企画提案書等の内容を補完するものは認めるが、内容の変更及び追加提案は認めない。
  - (イ) スクリーン及び電源は本町で用意するが、その他必要な機材等は提案者で準備すること。
  - (ウ) 機材等の不具合によるプレゼンテーション時間の延長及び説明のやり直しは認めない。
- ウ. プрезентーション時の追加資料の配布は認めない。
- エ. プрезентーションは非公開とする。

#### 14 審査方法及び評価基準

- (1) 本提案の審査については、町が設置する審査委員会が企画提案書等及びプレゼンテーションの内容を評価し、総合点が最も高い者を優先交渉事業者として選定する。
- (2) 総合点が同点の場合は、企画提案内容の評価点が高い者から優先順位を決定する。
- (3) 企画提案内容の評価点も同点の場合は、事業者評価の評価点が高い者から優先順位を決定し、事業者評価の評価点も同点の場合は、提案金額が安価な者から優先順位を決定する。
- (4) 参加提案者が1者の場合でも審査は実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、その者を交渉事業者として選定する。
- (5) 点数配分、審議内容、結果についての質問、異議申し立てはできないものとする。

#### 15 審査項目

提案事項	項目
事業者評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務実施体制、役割分担等の妥当性と、配置人員は十分であるか</li> <li>・同種、同類の業務および活動実績等から、提案内容を遂行するための能力が十分であると認められるか</li> </ul>
企画提案評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務内容の的確な理解と、業務の効果・業務遂行の確実性、取組意欲はあるか</li> <li>・本町への移住に繋がると見込まれる客観的かつ十分な根拠に基づいて企画される内容であるか</li> <li>・本町の特徴やターゲットニーズを踏まえた効果的な内容であるか</li> <li>・移住検討から移住後までの一連のプロセスにおいて切れ目なく支援が可能な内容であるか</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サポート体制および内容は十分であるか</li> <li>・上記以外の内容で評価に値する事項はあるか</li> </ul>
経費評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見積金額の妥当性</li> </ul>

## 16 審査結果

審査結果は、審査の終了後、すべての提案事業者に対し、書面により通知するとともに、本町ホームページに掲載して公表する。

## 17 契約手続き

審査結果に基づき選定した優先交渉事業者と契約内容等について協議を行い、内容について合意の上、随意契約の方法により契約を締結する。

協議の結果、契約に至らなかった場合は、次点の者と順次協議を行い決定するものとする。

## 18 その他の留意事項

- (1) 本プロポーザルへの参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 本プロポーザルへの参加に係る報酬は支払わない。
- (3) 1者1提案とし、複数提案は禁止する。
- (4) 提出された書類等は返却しない。
- (5) 提出された書類は、本プロポーザルに係る審査目的のみで使用する。
- (6) 提出された書類は、本プロポーザルに係る審査目的の範囲で複製することがある。
- (7) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合には、津和野町情報公開条例（平成17年津和野町条例第16号）に基づき、提出書類を公開することがある。
- (8) 参加表明書（様式3）の提出後に辞退をする場合は、辞退届（様式7）を事務局に持参又は郵送して提出すること。
- (9) 提出期限以降における提出書類の差替、追加及び再提出は認めない。ただし、本町が指示した場合はこの限りではない。
- (10) 第三者が著作権を有する著作物を使用する場合は、必要な権利処理を行うこと。
- (11) 災害等やむを得ない理由により、本プロポーザルを変更又は中止する場合がある。この場合、参加者は本プロポーザルへの参加に要した費用を本町に請求することはできない。
- (12) 参加表明書（様式3）の提出をもって、参加者は本実施要領の記載内容に同意したものとする。

## 19 事務局（問い合わせ及び提出先）

〒699-5216 島根県鹿足郡津和野町枕瀬 218 番地 18

津和野町役場 つわの暮らし推進課

TEL 0856-74-0092

E-mail t-kurashi@town.tsuwano.lg.jp